浜田市附属機関等の会議の公開に関する要領

第1 趣旨

この要領は、浜田市附属機関の会議の公開に関する要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2 対象とする会議

- (1) 要綱第 2 条に規定する公開の対象とする会議は、別表に掲げる附属機関等の会議とする。
- (2) 所管課は、附属機関等を新たに設置または廃止された場合には、総務課に報告するものとする。
- (3) 総務課は、前号の規定による報告があったときは、別表に反映させるものとする。

第3 非公開等の決定

要綱第4条第1項に規定する附属機関等の長による非公開の決定は、 次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 定期的に開催される会議の場合で、次回の会議の議題が決まっているときは、次回の会議の日程調整等の際に、会議に諮って決定する。
- (2) 事前公表時までに議題が決まっている場合は、会長は附属機関等の事務局を介して委員と協議をし、決定する。
- (3) 会議開催の日の直前あるいは開催の当日に議題が生じたなどの場合で、事前に決定することができないときは、当該会議の冒頭に諮って決定する。

第4 公開の方法

(1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を認めることであり、委員の発言に賛否を表明したり、発言を求めたり、会議の中止や手続のやり直しを求める権能まで含むものではない。

第5 会議開催の事前周知

要綱第6条の規定による周知は、様式第1号により行うものとする。

第6 会議の運営

附属機関等の長は、要綱第8条第1項に規定する会議の秩序維持を 図るため、様式第2号及び様式第3号を配布するなど、適宜な方法で 傍聴者(要綱第5条第3項に規定する傍聴者をいう。)に注意を促す ものとする。

第7 会議結果報告の作成及び公表

要綱第10条の規定による結果報告は、様式第4号により行うものとする。

別表 (第2関係)

附属機関等一覧

担当課					 名	元	**************************************
	<u>ж</u> т +	÷ /1== 1	桂 			全 人	小 小
総務課	浜田市						^
行財政改革推進課	浜田市						
防災安全課						付応 日	時は除く)
防災安全課	浜田市						
防災安全課	地区防	災連	絡協	議会	(fi		対応時は除く)
防災安全課	浜田市	犯罪	のな	い安	全 7	で安ん	心なまちづくり推進協議会
人事課	浜田市	特別	職報	酬等	審調	義会	
人権同和教育啓発センター	浜田市	男女	共同	参画	推设	進委」	員会
人権同和教育啓発センター	浜田市	人権	教育	• 啓	発扌	能進	基本計画策定委員会
政策企画課	浜田市	ī 総合	振 興	計画	審調	義会	
政策企画課	浜田市	国土	利用	計画	審調	義会	
政策企画課	浜田市	協働	のま	ちづ	< !)推	進に関する条例検討委員会
地域活動支援課	浜田市	1地域	協議	会 (浜日	日地	域)
地域活動支援課	公民館	目のコ	ミュ	ニテ	イイ	セン:	ター化検討部会
地域福祉課	浜田市	保健	医療	福祉	協調	義会	
地域福祉課	浜田市	障が	い者	差別	解》	肖推	進委員会
健康医療対策課	浜田市	市高齢	者虐	待防	止之	ネッ	トワーク運営委員会
健康医療対策課	弥栄診	療所	運営	協議	会		
保険年金課	浜田市	国民	健康	保険	運営	営協調	議会
環境課	浜田市	環境	審議	会			
環境課	浜田市	環境	清掃	対策	審調	義会	
商工労働課	浜田市	勤労	青少	年ホ	<u> </u>	ム運'	営委員会
商工労働課	浜田市	中心	市街	地活	性亻	匕推	進検討委員会
観光交流課	浜田市	這泉	審議	会			
農林振興課	浜田市	1名木	保存	審議	会		
農林振興課	浜田市	有害	鳥獣	捕獲	対領	策協	議会
建設企画課	浜田市	都市	計画	審議	会		
建設企画課	浜田市	景観	審議	会			
	浜田市	空家	等対	策協	議会	<u></u>	
金城支所防災自治課	浜田市	地域	協議	会 (金切	成地	域)
L							

旭支所防災自治課	浜田市地域協議会(旭地域)
弥栄支所防災自治課	浜田市地域協議会 (弥栄地域)
三隅支所防災自治課	浜田市地域協議会 (三隅地域)
三隅支所防災自治課	浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会
教育総務課	浜田市立学校統合計画審議会
教育総務課	浜田市教育振興計画審議会
教育総務課	浜田市学校給食審議会
教育総務課	浜田市立図書館協議会
文化スポーツ課	浜田市スポーツ推進審議会
教育総務課	浜田市教育委員会
文化スポーツ課	浜田市美術品等収集委員会
文化スポーツ課	浜田市文化財審議会
文化スポーツ課	浜田市資料館運営協議会
文化スポーツ課	歷史文化保存展示施設専門検討委員会
上下水道部下水道課	浜田市下水道審議会

会 議 開 催 案 内

1 A 24 - 4 - 1	五 哦 用 催 采 鬥
1. 会議の名称	○○○審議会
2. 開催日時	令和○○年○○月○○日(月)午前10時30分
3. 開催場所	浜田市殿町1番地 浜田市役所 4階 講堂AB
4. 議題	(1)経過報告について(2)○○について(3)その他
5. 公開・非公開の別	公開 アドレス (Youtube 配信で生配信される場合は、視聴用のアドレスを添付) 一部公開 非公開 公開・非公開は会議の当日決定します。
6. 非公開の理由	(1)経過報告について(公開) (2)○○について(非公開、個人に関する情報が含まれ個人の権利利益を害するため) (3)その他(公開) 議題によって公開・非公開となる場合は、各議題に(公開)、(非公開)と記載してその非公開理由をこの欄に記載すること。
7. 傍聴の有無	開催場所での傍聴 : 有 オンラインでの傍聴:有(配信方法: Zoom、Youtube 等記載) (Youtube での配信は、生配信のみ・録画配信のみ・両方配信等記載)
8. 傍聴者の定員	開催場所での定員 人 (会場のスペースを考慮して人数は決定すること。) オンラインでの定員 人 (配信方法により定めること。定員を定めない場合は、「無制限」とする。)
9. 傍聴手続	開催場所での手続 (1)受付は会場で行います。 (2)受付時間は、当日午前○時○分から行います。 (3)先着順になります。 (4)抽選になります。 オンラインでの手続 (1)浜田市ホームページの開催案内より配信方法を確認し、必要に応じて申込みをしてください。 【傍聴の申込記載例】
10. 問い合わせ先	浜田市殿町1番地 浜田市 〇〇課 〇〇係 担当者 〇〇 電話 0855-〇〇一〇〇〇 e-mail 〇〇@city. hamada. lg. jp

様式第2号

傍聴の手続

- 1 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付 を済ませ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- 2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。 ただし、傍聴希望者が多数予想される場合は、附属機関の長の判断により抽選により傍聴者を決定する場合があります。

会議の秩序の維持

- 1 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長や係員の指示に従ってください。
- 2 附属機関の長が非公開の決定をしたときは、速やかに退室してく ださい。
- 3 傍聴者が会議を傍聴する際の遵守事項に違反したときや係員の 指示に従わないときは、退室を求める場合があります。

傍聴者に守っていただく事項

傍聴者

は、会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言を求めたり、委員の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明したりしないでください。
- (2) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。
- (3) 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないでください。
- (4) 携帯電話、PHS等を使用しないでください。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。 ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 会場内で喫煙、飲酒及び飲食をしないでください。
- (7) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないでください。

様式第3号

オンラインでの傍聴の手続

- 1 オンラインでの傍聴を希望される方は、浜田市ホームページの開催案内より配信方法を確認し、必要に応じて申込みをしてください。
- 2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

会議の秩序の維持

- 1 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長や係員の指示に従ってください。
- 2 附属機関の長が非公開の決定をしたときは、速やかに退場してく ださい。
- 3 傍聴者が会議を傍聴する際の遵守事項に違反したときや係員の 指示に従わないときは、退場を求める場合があります。

傍聴者に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言を求めたり、委員の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明したりしないでください。
- (2) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。
- (3) 会議開催中は、傍聴者の音声、映像はオフとしてください。
- (4) 申込みに際し、提供したパスワード等を第三者に提供しないで ください。
- (5) 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないでください。
- (6) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長 の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないでください。

様式第4号

会 議 結 果 報 告

1. 会議の名称	
2. 開催日時	令和○○年○月○○日(月)午前 10時 30分~午前 11時
3. 開催場所	浜田市殿町1番地
	浜田市役所 4階 講堂AB
4. 議題	(1)経過報告について
	(2) ○○について
	(3)会議資料(資料を添付)
	(4) その他
	(1)経過報告について
	•0000000000000
	•0000000000000
	(2) ○○について
 5. 主な意見	•0000000000000
	.000000000000
	.000000000000
	(3) その他
	•000000000000
6. 結論	(1)経過報告について
	• 承認
	(2) ○○について
	・○○○を修正のうえ、承認
	(3) その他
	・否決
7. 公開・非公開	公開 (録画配信をされる場合は、視聴用アドレスを添付)
8. 問い合わせ先	浜田市殿町1番地
	浜田市 〇〇課 〇〇係
	担当者 〇〇
	電話 0855-00-000
	e-mail 🔾 🔾 @city.hamada.lg.jp